

確 約 書

2026 年 5 月 7 日

私は、株式会社カブ&ピース（以下、「甲」という。）が発行する普通株式（以下、「甲普通株式」という。）のいずれかの金融商品取引所への上場に当たり、甲普通株式の募集及び／又は売出し（以下、「本募集等」という。）が行われる場合は、引受主幹事証券会社として通知又は公表（以下、「本通知等」という。）される証券会社に対し、撤回、取消し又は変更不能な意思表示として、下記のとおり確約する（以下、「本確約」という。）。上場に当たり本募集等を伴わない場合は、本確約の効力は生じない。

また、私は、引受主幹事証券会社がその裁量で本確約の全部若しくは一部を放棄し、又は本確約の全部若しくは一部を解除する場合があることを認識し、予め同意する。

記

1. 私は、本募集等の引受人に本募集等における引受契約を締結せしめるため、また、本募集等により甲の株主としての私にもたらされる利益を考慮して、私が本募集等における引受契約の締結日及び上場日に所有する甲の株式全て（以下、「本件株式」という。）につき、本募集等における引受契約の締結日から甲普通株式の上場日（当日を含む。）後 6 か月間を経過する日まで、引受主幹事証券会社の事前の書面による同意なくして以下のことを行わないものとする。なお、本件株式について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式についても本件株式に含まれるものとする。
 - (1) 本件株式の全部又は一部の第三者への譲渡、担保提供、貸付け、その他の移転又は処分
 - (2) 直接又は間接を問わず、甲普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券若しくは甲普通株式を取得する権利を有する有価証券の全部若しくは一部の第三者への譲渡、担保提供、貸付け、その他の移転若しくは処分、又は、甲普通株式の所有権に基づく経済的利益につき、その全部若しくは一部を第三者に譲渡するスワップその他の約定の締結
 - (3) 上記のいずれかをなす私の意図若しくは同意の公表又はその他の発表

ただし、次の場合は本確約で禁止される行為には当たらないものとする。

- (イ) 本募集等における本件株式の売出し
- (ロ) 会社法第 192 条第 1 項に基づく単元未満株式の買取請求による本件株式の売却又は譲渡
- (ハ) 会社法第 156 条、第 160 条又は第 165 条に基づく甲による自己株式の取得に応じた本件株式の売却又は譲渡

2. 私は、前項の趣旨を担保するため、甲に指定された証券会社に開設した私の振替口座を、本件株式を記録すべき口座として通知した場合には、前項に定める期間内は、本件株式の全部又は一部につき、他の振替口座への振替の申請を行わないものとする。

3. 私は、本通知等をもって本通知等に記載された引受主幹事証券会社が本確約を承諾したものとみなされること、及び当該引受主幹事証券会社に対しても本確約の効力が及ぶことに予め同意する。

以 上